3　講習の種類
基礎講習（運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
株式会社城西自動車学校
2　主たる事務所の所在地
愛媛県松山市中央一丁目一番地四十一
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
株式会社城西自動車学校
2　主たる事務所の所在地
愛媛県松山市中央一丁目一番地四十一
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習

四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
株式会社城西自動車学校
2　主たる事務所の所在地
愛媛県松山市中央一丁目一番地四十一
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第五百三十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年三月三十日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
株式会社城西自動車学校
2　主たる事務所の所在地
愛媛県松山市中央一丁目一番地四十一
3　講習の種類
基礎講習（安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社城西自動車学校
2　主たる事務所の所在地
愛媛県松山市中央一丁目一番地四十一
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社城西自動車学校
2　主たる事務所の所在地
愛媛県松山市中央一丁目一番地四十一
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
株式会社城西自動車学校
2　主たる事務所の所在地
愛媛県松山市中央一丁目一番地四十一
3　講習の種類
基礎講習

○防衛省告示第七十八号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

防衛大臣　中谷　元

信号符字	名称	取消年月日
JSLE	一四三　しらね	平成二十七年三月二十五日

○近畿地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
有田市野字北地八〇番一から同市野字川田四八一番二まで	前	九・八〇～一一・三〇メートル	〇・四七三キロメートル
	後	一〇・五〇～二六・九〇メートル	〇・四七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

四月十日議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋外三名提出）

質問書提出

四月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東日本大震災の復興予算に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

北方領土択捉島に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

答弁書受領

四月十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員丸山穂高提出行政不服審査法に基づく審査請求の当事者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出「全体として」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木克昌提出いわゆる残コン・戻りコンおよび、おからの産業廃棄物としての位置付けに関する質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

四月十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦提出局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関する質問に対する答弁書（第八九号）

参議院議員有田芳生提出拉致問題等に対する国連での取組に関する質問に対する答弁書（第九〇号）

参議院議員有田芳生提出「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問に対する答弁書（第九一号）

参議院議員徳永エリ提出ＴＰＰ交渉の情報開示に関する質問に対する答弁書（第九二号）

参議院議員浜田和幸提出もんじゅに関する質問に対する答弁書（第九三号）

参議院議員浜田和幸提出核融合発電に関する質問に対する答弁書（第九四号）

参議院議員安井美沙子提出風営法改正に関する質問に対する答弁書（第九五号）

辞令

参議院参事　岡留　康文

情報監視審査会事務局長を命ずる（四月十日）